

大情審答申第 390 号
平成 27 年 5 月 1 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表 1 及び別表 2 の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長が行った別表 1 の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定 1」という。）及
び大阪市消防長（以下大阪市長と大阪市消防長をあわせて「各実施機関」という。）が
行った別表 2 の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 とあわ
せて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 不服申立てに至る経過

1 公開請求

不服申立人は、別表 1 及び別表 2 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条
例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、各実施機
関に対し、別表 1 及び別表 2 の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」
という。）を行った。

2 本件各決定

各実施機関は、本件各請求を却下する理由を別表 1 及び別表 2 の（き）欄に記載の
とおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件各決定を行った。

3 不服申立て

不服申立人は、別表 1 の（く）欄に記載の年月日に、本件決定 1 を不服として、大
阪市長に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、
異議申立てを行った。

また、不服申立人は、別表 2 の（く）欄に記載の年月日に、本件決定 2 を不服とし
て、大阪市長に対して、行政不服審査法第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、審査請求（以
下上記異議申立てとあわせて「本件各不服申立て」という。）を行った。

第3 不服申立人の主張

不服申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

「条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求」ではなく、条例の趣旨に相当する適正な請求である。

第4 各実施機関の主張

各実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 平成26年3月26日付け大情審答申第364号（以下「先例答申」という。）について

先例答申では、第5の3で「本件各請求は条例第4条の規定の趣旨とは相容れない意図に基づく著しく不適正な請求であることは明らかであり、各実施機関は本件各請求を却下すべきであると認められる。」としたうえで、同第5の5で「各実施機関が、『公文書を特定することができない』という理由で本件各決定を行っているのに対して、当該不服申立人は、上記3(3)ウのとおり、数量をさまざまに変えて、各実施機関の対応を試すかのような公開請求を繰り返しており、今後、当該不服申立人から徐々に対象文書の量を変えて、上記3(3)ウに記載の公文書に関する公開請求がなされることが想定される。(中略) 今後、当該不服申立人から、改めて上記3(3)ウに記載の公文書に関する公開請求がなされた場合はもとより、これらに類する公文書を求める公開請求がなされた場合には、公開請求の対象となる公文書の多寡にかかわらず、各実施機関は、特段の事情がない限り当該公開請求を却下すべきである。」としている。

2 本件決定1について

別表1の(え)欄に記載の旨の公開請求に係る公文書（以下「本件文書1」という。）は、検査結果通知書送付について、改善計画報告書、現地調査写真、経過関係書類、違反建築物措置勧告書、定期調査報告書（建築物）、定期報告書を提出した建物所有者（管理者）の一覧表、定期報告改善計画報告書及び定期報告改善完了報告書であり、また、先例答申第5の3(3)ウに記載の公文書とは、同ウ(イ)A建築指導部監察課が、建築基準法違反で、行政指導した全ての保管文書及び同B～F定期調査報告書及びその関係書類であるから、本件文書1はまさに先例答申第5の5で述べられている「上記3(3)ウに記載の公文書」又は「これらに類する公文書」に該当し、かつ、先例答申以後、事情の変化もない。

よって、別表1の(え)欄に記載された内容は条例の趣旨から著しく乖離し不適正であることから、公開請求却下決定を行ったところである。

3 本件決定2について

別表2の(え)欄に記載の旨の公開請求に係る公文書（以下「本件文書2」という。）は消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書受理確認書、消防用設備等台帳、立入検査結果報告書、防火管

理者選任（解任）届出書及びこれらに関する文書であり、また、先例答申第5の3(3)ウに記載の公文書とは、同ウ(7)A住吉区管内の建築物のうち防火管理者が選任されている建築物に係る点検結果報告書など住吉消防署予防課が取り扱った全ての文書並びにB～F点検結果報告書、立入検査結果報告書及びそれに関する文書であるから、本件文書2はまさに先例答申第5の5で述べられている「上記3(3)ウに記載の公文書」又は「これらに類する公文書」に該当し、かつ、先例答申以後、事情の変化もない。

よって、別表2の（え）欄に記載された内容は条例の趣旨から著しく乖離し不適正であることから、公開請求却下決定を行ったところである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

各実施機関は、本件各請求が、条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であるとして本件各決定を行っているのに対して、不服申立人は、本件各決定の取消しを求めている。

したがって、本件各不服申立てにおける争点は、本件各請求が条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であると解されるか否かである。

3 先例答申について

(1) 当審査会は、「不服申立人は、長期間にわたり、特定建築物に関して、消防局及び都市計画局に要求を行っている過程で、大量の文書が対象文書となる本件各請求を行っており、さらには、自身の要求を提示しそれが実現すれば、公開請求を取り下げる旨の発言を行っていることが認められる。」ことなどを踏まえ、先例答申第5の3(7)で「以上を総合的に勘案すると、不服申立人は本件各請求において真に公文書の公開を求めているものではないと言わざるを得ず、本件各請求は、各実施機関の業務に著しい支障が生じる公開請求を行うことを通じて、各実施機関に対して自身の要求に応じることを強要することを目的としたものであり、本来情報公開制度以外の別の制度で解決すべき事象について情報公開制度を利用しているという意味において、条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であることが明白であると評価せざるを得ない。各実施機関は、本件各請求に係る公文書の特定をすることができないことを理由として本件各請求を却下しているが、そもそも本件各請求は条例第4条の規定の趣旨とは相容れない意図に基づく著しく不適正な請求であることは明らかであり、各実施機関は本件各請求を却下すべきであると認められる。」と判断

している。

(2) また、当審査会は、先例答申第5の5で「今後の対応について」として「各実施機関が、『公文書を特定することができない』という理由で本件各決定を行っているのに対して、当該不服申立人は、上記3(3)ウのとおり、数量をさまざまに変えて、各実施機関の対応を試すかのような公開請求を繰り返しており、今後、当該不服申立人から徐々に対象文書の量を変えて、上記3(3)ウに記載の公文書に関する公開請求がなされることが想定される。上記3(7)のとおり、本件各請求がそもそも条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であることが明白であることを踏まえると、今後、当該不服申立人から、改めて上記3(3)ウに記載の公文書に関する公開請求がなされた場合はもとより、これらに類する公文書を求める公開請求がなされた場合には、公開請求の対象となる公文書の多寡にかかわらず、各実施機関は、特段の事情がない限り当該公開請求を却下すべきである。」と判断している。

4 本件各決定の妥当性について

当審査会において、本件各請求の内容を見分したところ、いずれも先例答申において今後却下すべきとされた公開請求に該当するものであり、条例の趣旨から著しく乖離した不適正な請求であると認められる。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介